

**「高齢者社会福祉施設基本規範」、「障害者社会福祉施設基本規範」、「児童社会福祉施設基本規範」業種規格の承認発布に関する民政部の通知**  
(和文仮訳)

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

各省、自治区、直轄市民政庁（局）：

ここに「高齢者社会福祉施設基本規範」、「障害者社会福祉施設基本規範」、「児童社会福祉施設基本規範」を強制業種規格として承認し、発布する。各規格の番号と名称は以下の通り。

MZ008—2001 高齢者社会福祉施設基本規範

MZ009—2001 障害者社会福祉施設基本規範

MZ010—2001 児童社会福祉施設基本規範

以上3つの規格は2001年3月1日より実施する。

**高齢者社会福祉施設基本規範**

(Standards of Social Welfare Institution for the Elderly)

MZ008—2001

まえがき

高齢者社会福祉施設の適正管理を強化し、高齢者の權益を守り、高齢者社会福祉事業の健康な発展を促進するため、民政部人教科字〔2000〕第24号通達の要求に基づき、本規範を制定する。

本規範の主な技術的内容は、総則、用語、サービス、管理、施設設備である。

本規範は民政部人事教育司が管理し、主要起草機関に解釈権を授ける。

本規範の主な起草機関：民政部社会福祉、社会事務司。

本規範の起草参加機関：北京市民政局。

本規範の主な起草者：常宗虎、李建平、賈曉九、蔡安財、孟志強、郭幼生、彭嘉琳。

## 1、総則

1. 1 高齢者社会福祉施設の適正管理を強化し、高齢者の権益を守り、高齢者社会福祉事業の健康な発展を促進するため、本規範を制定する。

1. 2 本規範は高齢者に療養、リハビリテーション、預かりなどのサービスを提供する各種所有制形態の社会福祉サービス施設に適用する。

1. 3 高齢者社会福祉施設の趣旨は、科学的知識と技能により高齢者の基本権益を守り、高齢者の社会への適応を助け、高齢者自身の発展を促すことである。

1. 4 本規範に列記する条項はいずれも最低要求である。

1. 5 高齢者社会福祉施設は、本規範に適合するだけでなく、現行する関連の国家強制規格の規定にも適合しなければならない。

## 2、用語

### 2. 1 高齢者 The Elderly

満60歳以上の人。

### 2. 2 自立高齢者 The Self-care Elderly

日常生活行為が完全に自立し、他人の介護に頼らない高齢者。

### 2. 3 介助高齢者 The Device-aided Elderly

日常生活行為を手すり、杖、車いす、昇降機などの設備の助けに頼る高齢者。

### 2. 4 介護高齢者 The Nursing-cared Elderly

日常生活行為を他人の介護に頼る高齢者。

### 2. 5 高齢者社会福祉院 Social Welfare Institution for the Aged

国が出資開設し、総合的に管理する「三無」高齢者、自立高齢者、介助高齢者、介護高齢者を受け入れて老後を安楽に過ごさせるために設けられた社会養老サービス施設。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス設備を設ける。

### 2. 6 養老院もしくは老人院 Homes for the Aged

自立高齢者専門もしくは自立高齢者、介助高齢者、介護高齢者を総合的に受け入れて老後を安楽に過ごさせるために設けられた社会養老サービス施設。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス設備を設ける。

### 2. 7 高齢者アパート Hostels for the Elderly

高齢者が集まって居住し、高齢者の身体能力と心理状態の特徴に適合したアパート式の高齢者住宅である。飲食、清掃、文化娯楽、保健医療など数種のサービス設備を具えている。

#### 2. 8 護老院 Homes for the Device-aided Elderly

介助高齢者を専門に受け入れて老後を安楽に過ごさせるために設けられた社会養老サービス施設。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス設備を設ける。

#### 2. 9 護養院 Nursing Homes

介護高齢者を専門に受け入れて老後を安楽に過ごさせるために設けられた社会養老サービス施設。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス設備を設ける。

#### 2. 10 敬老院 Homes for the Elderly in the Rural Areas

農村の郷（鎮）、村において設置される「三無」（扶養義務者がいないもしくは扶養義務者に扶養能力がない、労働能力がない、収入源がない）「五保」（食事、衣服、住居、医療、葬儀の支援を受ける）高齢者および地域の高齢者を受け入れて老後を安楽に過ごさせる社会養老サービス施設。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス設備がある。

#### 2. 11 託老所 Nursery for the Elderly

短期間の高齢者預かりサービスを提供するコミュニティー養老サービス場所。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス施設があり、日帰り、入所、一時入所に分けられる。

#### 2. 12 高齢者サービスセンター Center of Service for the Elderly

高齢者に各種総合サービスを提供するコミュニティーサービス場所。文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種もしくは一種のサービス設備と訪問サービスがある。

### 3、サービス

#### 3. 1 食事

3. 1. 1 主管部門が衛生許可証を交付したもっぱら高齢者にサービスを提供する食堂。調理師と調理員を置く。

3. 1. 2 調理師と調理人は、資格を有し、厳格に食品衛生法令を守り、食物中毒を防ぐ。

3. 1. 3 栄養に注意し、合理的に食品を組み合わせ、毎週献立表を作り、高齢者のニーズと医師の助言で普通食、食べやすい食事、流動食およびその他の特別食を製作する。

3. 1. 4 必要な自立高齢者、介助高齢者およびすべての介護高齢者の居室に食事を届け、必要に応じ食事介助を行う。食器は洗って消毒する。

3. 1. 5 毎月1回食事管理委員会を開き、知能の正常な高齢者およびその他の高齢者の家族の意見を聞き、満足率を80%以上に高める。

3. 1. 6 各人の飲食習慣に配慮し、少数民族の飲食習慣を尊重する。

### 3. 2 ケア

#### 3. 2. 1 自立高齢者

3. 2. 1. 1 毎日1回部屋を掃除し、室内にハエ、カ、ネズミ、ゴキブリ、トコジラミがいてはならない。

3. 2. 1. 2 清潔でふさわしい服装を提供し、冬・春・秋は週1回、夏は頻繁に洗濯する。室内の空気を新鮮に保つ。

3. 2. 1. 3 高齢者のベッド整理を手伝う。

3. 2. 1. 4 毎週1回布団カバー、シーツ、枕カバーを洗う（必要な時は随時洗う）。

3. 2. 1. 5 夏季は毎週2回身体を洗い、その他の季節は毎週1回洗う。

3. 2. 1. 6 高齢者の洗髪、理髪、爪切りを促す。

3. 2. 1. 7 サービススタッフは24時間対応し、プログラム化ケースケアを実行する。状況に応じてケアプランを調整する。

#### 3. 2. 2 介助高齢者

3. 2. 2. 1 毎日1回部屋を掃除し、室内にハエ、カ、ネズミ、ゴキブリ、トコジラミがいてはならない。室内の空気を新鮮に保ち、異臭がしない。

3. 2. 2. 2 清潔でふさわしい服装を提供し、冬・春・秋は週1回、夏は頻繁に洗濯する。

3. 2. 2. 3 高齢者のベッド整理を手伝う。

3. 2. 2. 4 毎週1回布団カバー、シーツ、枕カバーを洗う（必要な時は随時洗う）。

3. 2. 2. 5 夏季は毎週2回身体を洗い、その他の季節は毎週1回洗う。

3. 2. 2. 6 高齢者の洗髪、爪切りを手伝う。

3. 2. 2. 7 定期的に訪問理髪し、高齢者の身だしなみを保つ。

3. 2. 2. 8 タオル、洗面器を頻繁に洗い、便器は毎週1回消毒する。

- 3. 2. 2. 9 高齢者が排便のためにトイレに行くのを手助けする。
- 3. 2. 2. 10 I°褥瘡発生率5%以下、II°褥瘡発生率ゼロ。入所前に深刻な低たんぱく血症、全身高度浮腫、末期がん、悪液質などの患者は除く。病状により寝返りが打てずに褥瘡になった状況は詳細に記録し、できるだけ保護措置を提供する。
- 3. 2. 2. 11 サービススタッフは24時間対応し、プログラム化ケースケアを実行する。状況に応じてケアプランを調整する。
- 3. 2. 3 介護高齢者
  - 3. 2. 3. 1 毎日1回部屋を掃除し、室内にハエ、カ、ネズミ、ゴキブリ、トコジラミがいてはならない。室内の空気を新鮮に保ち、異臭がしない。
  - 3. 2. 3. 2 清潔でふさわしい服装を提供し、冬・春・秋は週1回、夏は頻繁に洗濯する。
  - 3. 2. 3. 3 ベッド整理を行う。
  - 3. 2. 3. 4 毎週1回布団カバー、シーツ、枕カバーを洗う（必要な時は随時洗う）。
  - 3. 2. 3. 5 高齢者の起床就寝時の着替えを手伝う。
  - 3. 2. 3. 6 毎週2回全身を洗う。
  - 3. 2. 3. 7 定期的に爪切り、洗髪を行う。
  - 3. 2. 3. 8 口腔ケアをし、異臭がしない。
  - 3. 2. 3. 9 定期的に訪問理髪し、高齢者の身だしなみを保つ。
  - 3. 2. 3. 10 タオル、洗面器を頻繁に洗い、便器は毎週1回消毒する。
  - 3. 2. 3. 11 居室に食事を運び、食事の介助する。
  - 3. 2. 3. 12 高齢者の排便を手伝う。
  - 3. 2. 3. 13 歩行困難な高齢者のために臨時使用の杖、車いす、その他の補助具を配備する。
  - 3. 2. 3. 14 I°褥瘡発生率5%以下、II°褥瘡発生率ゼロ。入所前に深刻な低たんぱく血症、全身高度浮腫、末期がん、悪液質などの患者は除く。病状により寝返りが打てずに褥瘡になった状況は詳細に記録し、できるだけ保護措置を提供する。
  - 3. 2. 3. 15 朝起床後の高齢者の洗面歯磨きを手伝い、夜高齢者の足洗いを手伝う。
  - 3. 2. 3. 16 天気に応じて、毎日高齢者を1時間の屋外活動に連れ出す。
  - 3. 2. 3. 17 サービススタッフは24時間対応し、プログラム化ケースケアを実行する。状況に応じてケアプランを調整する。

- 3. 2. 4 高齢者の列車や船のチケット購入を手伝う。
- 3. 2. 5 知的障害のある女性高齢者と精神病を患う高齢者の人権が侵害されないよう特別に保護する。
- 3. 2. 6 感染症に感染している高齢者は速やかに特殊保護措置をとり、隔離治療する。他人に影響を与えず、かつ、患者も尊重することを原則とする。
- 3. 3 リハビリテーション
  - 3. 3. 1 保健衛生スタッフが毎日定期的に回診する。
  - 3. 3. 2 高齢者の定期健康診断を毎年1回行う。
  - 3. 3. 3 医療看護スタッフが定時・定期のケアを行う。
  - 3. 3. 4 知能が正常な高齢者と部分的に正常な高齢者に毎月1回健康教育とセルフケアの知識の学習、一般疾患、頻発疾患の自己予防と高齢者栄養学の学習を行わせる。
  - 3. 3. 5 医療看護スタッフが各種治療措置を実行し、毎週2種以上のリハビリテーション活動を行う。
  - 3. 3. 6 定期もしくは不定期にレクリエーションエリアと施設内公共スペースの消毒滅菌を行う。
  - 3. 3. 7 年次リハビリテーション計画を制定し、毎週3回高齢者にリハビリテーション活動を行わせる。
- 3. 4 心理
  - 3. 4. 1 労働能力のある高齢者が自発的に公益活動に参加するために紹介サービスや労働の機会を提供する。健康な高齢者に四半期に1回公益活動に参加させる。
  - 3. 4. 2 毎週1回高齢者の健康状態、趣味、学歴に応じて、心身の健康に有益な各種文化娯楽、体育活動を行い、高齢者の文化生活を豊かにする。
  - 3. 4. 3 高齢者と毎日15分以上会話し、週間談話記録をつける。適時に各高齢者の感情変化を把握し、一般的問題と極度に個人的な問題についてグループで研究して解決し、高齢者の自信のある状態を保持する。
  - 3. 4. 4 高齢者に頻繁に必要な心の交流と社会的交流を行わせる。不定期に高齢者の慰問活動を行い、心理的障壁を取り除く。高齢者が新しい社会的つながりづくりを助け、和やかな家庭的雰囲気づくりに努力し、高齢者の情動的交流と社会的交流のニーズをほぼ満足させる。高齢者の特徴、健康状態、社会参加意向に応じて、不定期に高齢者を社会活動に参加させ、社会の発展に余力を貢献させる。
  - 3. 4. 5 対象別の「入居適応計画」を作成し、新入居高齢者が入居初期を順調に過ごすことを助ける。

## 4、管理

### 4. 1 施設証書と名称

4. 1. 1 「社会福祉施設設置許可証書」と法人資格証書を提供し、目立つ所に掛けさせる。

4. 1. 2 高齢者社会福祉施設の名称は、必ず受け入れ対象者の健康状態と施設の業務の性質に基づき、養老院、高齢者アパート、護老院、護養院、敬老院、託老所、高齢者サービスセンターと表記しなければならない。国と集団が設置したものは、所在地の省（自治区、直轄市）、市（地区、州）、県（県級市、市管轄区）、郷（鎮）行政区画名称を冠さなければならず、他の名前は加えてはならない。民間団体や個人が設置したものには「民間非企業団体名称管理暫定規定」を執行する。

### 4. 2 マンパワー配置

4. 2. 1 都市部と条件のある農村地域では、高齢者社会福祉施設の主な指導者は、関連専攻の短大以上の学歴を有し、国の法令を模範的に遵守し、従事する業務の基本知識と専門技能に熟練していなければならない。

4. 2. 2 都市部と条件のある農村地域では、高齢者社会福祉施設は、1名の短大卒以上の、ソーシャルワークに関する専攻を卒業の専任のソーシャルワーカーと専任のリハビリテーションスタッフを置かなければならない。介護高齢者にサービスする施設には1名の医師と相応の人数の看護師を置く。ケアスタッフとその他のスタッフの人数はサービス対象のニーズを満たし、かつ本規範に定めるサービス項目を提供できることを原則とする。

4. 2. 3 主な指導者はソーシャルワークの専門知識研修を受講しなければならない。各専門スタッフは関係機関が交付する職業資格証書もしくは国が認めた関連専攻の短大以上の学歴を所持しなければならない。非専門技術業務のケアスタッフは就業前研修を受講しなければならず、省級以上の主管機関の研修と試験の後で証明書を得て就業する。

### 4. 3 制度作り

4. 3. 1 関連規定と要求に従って制定した実務ニーズに適合した規則制度がある。

4. 3. 2 入所高齢者もしくは親族、勤務機関がサインした法的効力ある入院契約書がある。

4. 3. 3 簡単な当該施設の最新状況紹介の文書資料がある。その中では、サービスの趣旨、目標、対象、項目、費用およびサービス利用者の利用開始と中止の申請方法および意見発表ルート、当該施設の提出された意見と苦情に対する処理約束などを説明しなければならない。この種の資料はサービス対象者の使用を満たさなければならない。

4. 3. 4 関係者の閲覧に供し、また関係機関に報告する短期・中期・長期業務計画、定期統計資料、年次総括および評価報告書がある。
4. 3. 5 入所高齢者ファイルを作成する。それには入所契約書、申請書、健康診断資料、身分証、戸籍簿コピー、本人写真および死亡時の連絡先などを含み、長期保存する。
4. 3. 6 全スタッフ、管理部門と決定部門の職務説明、ワークフローおよび組織体制図がある。
4. 3. 7 スタッフ業務細則と選抜、研修、考課、任免、賞罰などに関する管理制度がある。
4. 3. 8 外事、財務、人事、寄贈などに関する規定を厳格に執行する。
4. 3. 9 各部門、各レベルは事故予防の責任書にサインし、安全を確保し、通年で重大事故がないことを達成する。
4. 3. 10 ケアスタッフは各種治療、介護、リハビリテーションを実施し、事故発生を厳禁する。
4. 3. 11 サービス項目の費用徴収は、当該地域の物価と民政部門の規定を執行し、かつ費用徴収項目は項目別に計上し、それを合計する。費用徴収基準は公開し、閲覧しやすくしておかなければならない。
4. 3. 12 スタッフと入所高齢者の名簿がある。入所高齢者の個人資料は知る必要のある人の閲覧以外は秘密とする。
4. 3. 13 知的障害と精神病高齢者の行方不明を厳しく防止する。知的障害と精神病の高齢者には氏名と連絡先を書いたカードをつけさせ、またはその他の効果的措置を講じ、高齢者が行方不明になったときの搜索の便に供する。
4. 3. 14 精神病を患い、かつ病状が不安定な高齢者に対する拘束保護措置と突発事件処理措置がある。
4. 3. 15 高齢者が施設の管理に参加する管理委員会がある。
4. 3. 16 長期入所の「三無」高齢者の個人財産は登録し、代理保管サービス利用手続きをとる。
4. 3. 17 スタッフは、勤務時間中は必ず名札を付けなければならない。

## 5、施設設備

### 5. 1 高齢者居室



5. 1. 1 高齢者居室の一人部屋の使用面積は10㎡以上、二人部屋の使用面積は14㎡以上、三人部屋の使用面積は18㎡以上、大部屋の1ベッド当たり使用面積は5㎡以上とする。
5. 1. 2 高齢者の実際の必要に応じ、居室にはシングルベッド、ナイトテーブル、テーブル、椅子、洋服掛け、タオル掛け、毛布、敷布団、掛け布団、シーツ、掛け布団カバー、まくらの詰め物、まくらカバー、時計、化粧鏡、洗面器、魔法瓶、痰つぼ、ゴミ箱、ベッドプレートを置く、介助高齢者、介護高齢者のベッドにはナースコールを設置しなければならない。
5. 1. 3 家具、各種設備には尖った角がないこと。
5. 2 食事室には食卓、椅子、時計、掲示板、ゴミ箱、カーテン、殺菌キャビネット、洗面シンク、ハエ除け設備を置かなければならない。
5. 3 トイレと浴室には小便器、大便器、トイレットペーパー、トイレットペーパーホルダー、ゴミ箱、シャワー、沐浴たらいもしくは浴槽、滑り止め用バスマットとシャワーマット、浴室温度計、換気扇を置かなければならない。
5. 4 洗濯設備として、洗濯機とアイロンは必ず置かなければならない。
5. 5 高齢者活動室を作る。そこを閲覧、筆記、描画、娯楽場所に供する。そこには図書、新聞、テレビ、将棋・トランプを置かなければならない。
5. 6 高齢者の使用に適したフィットネス、リハビリテーション器械・設備を配置したりリハビリテーション室・フィットネス場所があること。
5. 7 来客応接場所があること。応接室には机・椅子、紙とペンおよび紹介資料を置くこと。
5. 8 屋外活動場所は150㎡以上、緑化面積60%以上でなければならない。
5. 9 公共エリアには目立つ標識を設置し、識別しやすくすること。
5. 10 高齢者が使用できる電話機が1台あること。
5. 11 高齢者の健康状態に基づき、必ず十分な医療設備と物資を準備し、救急薬箱と車いすがなければならない。医務室のない高齢者社会福祉施設は病院と契約を結ばなければならない。契約病院は、高齢者社会福祉施設内の各種突発性疾患とその他の緊急事態を処理する能力を保有し、また高齢者の一般疾患、頻発疾患の日常診療業務を担当しなければならない。
5. 12 消防、照明、警報、暖房、通信、冷房、汚染物質排出などで施設・設備に問題が起こった時は速やかに解決し、関係規定を厳格に執行し、常に正常状態にあることを保障しなければならない。

5. 1 3 水と電気の供給を保障すること。室温は冬季 16℃以上、夏季は 28℃以下とする。
5. 1 4 生活環境が静か、清潔で、居室の物品は整頓され、天井板、壁、床、机、鏡、窓、窓台が清潔であること。

障害者社会福祉施設基本規範

(Standards of Social Welfare Institution for Disabled Persons)

MZ009—2001

児童社会福祉施設基本規範

(Standards of Social Welfare Institution for Special Children)

MZ010—2001

原文リンク：

<http://fss.mca.gov.cn/article/ywbz/200712/20071200005095.shtml>